(2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの

(3) 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵用容器に限る。）に係るもの

(4) 燃料取替用水設備に係るもの

3 電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの

(1) 燃料取扱設備（使用済燃料を取扱うものに限る。）に係るもの

(2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの

(3) 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）に係るもの

(4) 燃料貯蔵槽、炉外燃料貯蔵設備（炉外燃料貯蔵槽冷却設備又は炉外燃料貯蔵槽補助ナトリウム設備（一次系に係るものに限る。）に係るもの

ホ 放射線管理設備

1 沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの

(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(2) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの

3 加圧水型原子力発電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（ポンプを除く。）に係るもの

4 加圧水型原子力発電設備に係るものの修理であって、燃料取扱設備（使用済燃料を取扱うものに限る。）、新燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵ラックに限る。）、使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器ピット、破損燃料貯蔵用容器に限る。）又は燃料取替用水設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

5 ナトリウム冷却型原子力発電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、燃料取扱設備（ポンプ、ブロワ及び主要弁を除く。）、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（ポンプを除く。）、炉外燃料貯蔵設備（炉外燃料貯蔵槽補助ナトリウム設備、炉外燃料貯蔵槽アルゴンガス設備に限る。）に係るもの

6 ナトリウム冷却型原子力発電設備に係るものの修理であって、燃料を取扱うもの（使用済燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）、新燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）、炉外燃料貯蔵設備（炉外燃料貯蔵槽補助ナトリウム設備（一次系に係るものに限る。）に係るものに限る。）又は炉外燃料貯蔵槽冷却設備又は炉外燃料貯蔵槽アルゴンガス設備に限る。）に係るもの

1 沸騰水型原子力発電設備に係るものを除く。）であって、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備又は生体遮へい装置に係るもの

へ 廃棄設備

1 改造であって、気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るもの

(3) 生体遮へい装置（一次遮へい又は中央制御室遮へいに限る。）に係るもの

2 加圧水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの

(1) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(2) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(3) 生体遮へい装置（中央制御室遮へいに限る。）に係るもの

3 電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの

(1) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(2) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(3) 生体遮へい装置（中央制御室遮へいに限る。）に係るもの

4 加圧水型原子力発電設備に係るものの修理であって、換気設備（非常用のものに限る。）又は生体遮へい装置（一次遮へい、二次遮へい又は中央制御室遮へいに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

5 ナトリウム冷却型原子力発電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備又は生体遮へい装置に係るもの

6 ナトリウム冷却型原子力発電設備に係るものの修理であって、換気設備（非常用のものに限る。）又は生体遮へい装置（中央制御室遮へいに係るもの又は制御室遮へいに限る。）に係るもの

1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るもの

2 若しくは修理であって、気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るもの又は性能又は強度に影響を及ぼすもの